

菊陽町農業委員会議事録

令和6年1月10日（火）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年1月10日（火）午後3時30分から午後4時35分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 事業計画変更について |
| (4) 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (5) 議案第5号 | 中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について |
| (6) 報告第1号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和5年度第10回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後3時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に2番 上田委員、3番 前田委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下中原2800番

地目：畠

面積：2, 979m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和5年12月25日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は菊陽町の居住する農業者であり、令和5年10月の本定例会でも審議を行い、許可を受けていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は大豆やオクラ、スイートコーンを作付けされるとのことです。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員 議案第1号番号1について、2番推進委員が説明します。

申請者は本町在住の農業者で■■■■■を卒業後に農業を営んでおられ、昨年10月にも農地を取得しています。

祖父の指導のもとで今後も農業経営を行い、20代前半の農業者ということで農業委員会としてもしっかりサポートしていく必要があると思います。農業用機械の管理も適切に行われており、本申請農地についても今後は適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めてます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めてます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字上屋敷1222番1 外2筆

地目：畠

転用面積：計2, 554m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

権利は、所有権移転です。

本案件については、土地の譲渡人が■■委員の親族でありますので、議事参与の規定により、■■委員におかれましては農業委員会事務室で待機をお願いします。

---■■委員退室---

この議案につきましても、現地調査を12月25日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の拡がりがある農地で第1種農地であり、原則転用は不可ですが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外であると判断しています。

本案件については、先月の現地調査において、一部事前着工があり、委員みなさんで協議した結果現地復元の上で、本委員会へ関係者の出席を求め、事前着工となった経緯を説明していただくこととしました。

本日は、代理人である萩尾測量設計の浦次氏が説明に来られておりますので、ここで議案説明を終了し、議長に進行をお願いしたいと思います。

◎議長

それでは、わたしの方で進行をしていきたいと思います。

説明者の入室を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

---了承---

◎議長

それでは、説明者の入室をお願いします。

---■■氏入室---

◎議長

では、■■様、一部農地が事前着工となっていました件について説明をお願いします。

---浦次氏説明---

辛川1222番1の鈴木様所有農地を、農地法を熟知せず事前着工してし

まいりました。申請地東側の造成工事の工事車両用のために幅4mから6mに拡幅して使用しておりました。11月に本申請を行い、11月中旬にこの状況を認識しておりました。そして、現地調査にてそのことをご指摘されましたので、始末書を提出しております。

11月に審議をせず、農地への原状復旧をしたのち、12月に改めて申請をいたしました。

◎議長 説明ありがとうございました。委員の質問並びに意見を求めることがありますか？

◆9番委員 申請地東側の会社と鈴木さんとのやり取りで無断転用のことですが、どうすべきであったと思いますか。

■■氏 厳しく対処すべきだったと思います。

◆9番委員 一部無断転用していても農業委員会が見過ごすと思っていたのですか？農業委員会を軽視しているのでは。

■■氏 認識の甘さでした。

◎議長 他にありませんか？

◆2番推進委員 道になることは分かっているので、きちんと手続きをした後、着工すれば良い話だと思います。

◎議長 他にありませんか？ないようですので、浦次様からの経緯説明については以上で終わりたいと思います。ご多用の中出席いただきありがとうございます。

---■■氏退室---

◎議長 以上で申請人からの説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員 議案第2号の番号1について2番推進委員が説明します。
申請者は熊本市に本拠地を置く法人で、不動産事業を中心に経営されています。代理人からの説明もあったとおり、本申請前に一部事前着工が認められたことから、先日再度現地調査を実施しましたところ、完全とは言えないまでも農地への復旧が行われておりました。現地調査でも謝罪があっており、今後は十分に気を付けていただけると思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：曲手字山ノ上453番1の一部、同453番5です。
地 目：畠
転用面積：439m²
転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を12月25日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで許可可能と判断しました。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 1番推進委員 議案第2号の番号2について、1番推進委員が説明します。

申請者は熊本市在住の個人で地権者の孫にあたります。現在は熊本市に住んでおられますが、近くに小学校や公園もあり、住環境が非常に良好であることから個人住宅の整備を計画されています。今回の転用で周辺にわずかながら農地が残りますが、地権者所有の農地であり、周辺に特段影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求める

何かありませんか？

◆ 9番委員 現地調査資料の緑色の枠はなんでしょうか。

■事務局 緑色の枠の地目が宅地です。その枠と赤の申請地を合わせて個人住宅に整備する計画です。

◎議長 他にありませんか？ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

（全員挙手）全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に関連があるので、議案第2号の番号3から番号7を一括して議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページ及び4ページの議案第2号 番号3から番号7について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字上長塚4943番6 外4筆です。

地目：畠

転用面積：計1, 650m²

転用目的は、個人住宅の整備です。

この議案につきましても、現地調査を12月25日（月）に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P16をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は10ha以上の拡張がある高性能農業機械による生産に適した農地で甲種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は甲種農地であり、原則転用は不可ですが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、一筆あたりの転用面積が500m²未満のものに該当し、不許可の例外であると判断しています。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員 議案第2号の番号3から番号7について、8番推進委員が説明します。

申請者は申請地周辺にお住まいの方5人で、県道曲手原水線の延伸に伴う、町道整備のため立ち退きを求められています。現在の住環境を大きく変えたくないとのことから、現在居住されている付近の宅地や雑種地、山林を検討されましたが取得の目途がたたず、やむを得ず本申請地に個人住宅の整備を計画されています。今回の転用で基盤整備済みの農地が減少しますが、地権者も納得されており、住宅と農地の間には町道も整備されることから、周辺に特段影響もないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員 現地調査資料には、「農振手続き中」と記載があるので説明をお願いします。

■事務局 熊本県との協議中であり、掲示板へ張り出し（公告縦覧）中であります。あと1週間から10日ほどで農振除外されるところです。

◎議長 他にありませんか？ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号3から番号7の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3から番号7は、「許可相当とし、付すべき条件

なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書5ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。
この議案につきましても、現地調査を12月25日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP17～P20をご覧ください。

本農地は現在、■■■が■■■■の工事作業に入る作業員用の駐車場兼資材置き場として一時転用許可を受けていますが、受注している作業の工期延長により引き続き作業が発生することになったことから、計画期間の変更を申請されています。

本申請により、一時転用許可の完了日が延長され、農地への復旧が令和6年5月31日になるところです。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

前回の委員会での事業計画変更に係る始末書については、後ほど読みあげます。

◎議長 議案説明が終わりました。ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第3号の番号1について7番推進委員が説明します。
本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、■■■■関連の工期延長により引き続き作業が発生するため工期の延長を行うものです。使用用途にも変更がなく、現在も計画どおりの運用を行われていることから特段問題はないものと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

■事務局 前回の委員会にて審議した件です。駐車場から大半を資材置場として用途が変更されていたことに関して、すぐに始末書の提出がありましたので、読み上げます。

(始末書の読みあげ)

◎議長

何か意見はありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和5年12月20日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP6からP17をご覧ください。

利用権設定が22件ありますが、10番(1件)は急遽、野菜ではなく水稻を作る方に作ってほしいとのことで両者合意の上、取下げられましたので21件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和5年12月20日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP18をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP19、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時35分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年1月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人